

境海上保安部長公示第 7－1 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、米子港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 22 日

境海上保安部長

米子港八尋鼻東方海域における航泊の禁止について

米子港八尋鼻東方海域において、第 53 回米子がいな祭大花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止（花火関係船、警戒船、巡視船等境海上保安部長が認めた船舶を除く。）する。

なお、荒天等により当該行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和 8 年 8 月 9 日（日） 19 時 45 分から 20 時 40 分までの間

ただし、花火打上の終了時刻に変更があった場合は、打上終了時をもって禁止措置を解除する。

2 区域（別図参照）

次に掲げる地点のうち、アとイを結んだ線、ウとエを結んだ線、オとカとキを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア	北緯 35 度 25 分 32.9 秒	東経 133 度 19 分 12.2 秒
イ	北緯 35 度 25 分 21.6 秒	東経 133 度 18 分 34.8 秒
ウ	北緯 35 度 25 分 29.3 秒	東経 133 度 18 分 21.5 秒
エ	北緯 35 度 26 分 03.3 秒	東経 133 度 18 分 35.3 秒

オ 北緯 35 度 25 分 53.1 秒 東経 133 度 18 分 59.8 秒
カ 北緯 35 度 25 分 51.0 秒 東経 133 度 19 分 03.9 秒
キ 北緯 35 度 25 分 45.9 秒 東経 133 度 19 分 15.2 秒

3 標識（別図参照）

航泊禁止区域を明示するため、次のとおり標識灯及び灯浮標が設置される。

（１）ア、イ、ウ、エ、オ、キ

標識灯（単せん黄光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 4.5 キロメートル）

（２）カ

米子港防波堤灯台（等明暗緑光、明 2 秒暗 2 秒、光達距離 5.4 キロメートル）

（３）アとイを結んだ線上

灯浮標（単せん黄光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 4.5 キロメートル）
1 基

（４）ウとエを結んだ線上

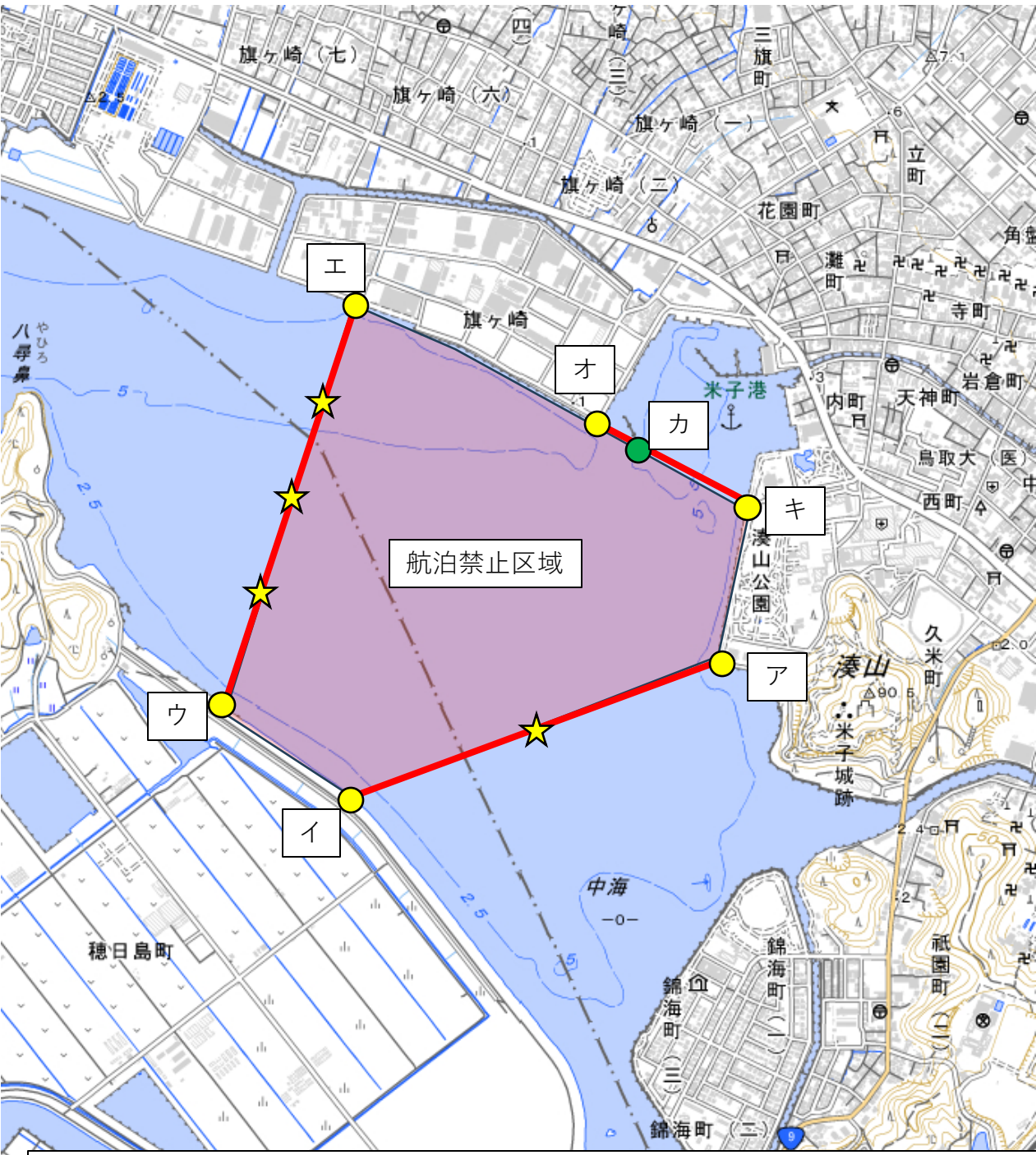
灯浮標（単せん黄光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 4.5 キロメートル）
3 基

4 備考

航泊禁止区域周辺海域には青色点滅灯を設置した警戒船 3 隻が配備される。

別図

米子港内図



- | | |
|-----------------|---------------------|
| ● ア、イ、ウ、エ、オ、キ | 黄色 4 秒 1 せん光灯 |
| ● カ地点(米子港防波堤灯台) | 等明暗緑光明 2 秒暗 2 秒 |
| ★ アとイを結んだ線上 | 黄色 4 秒 1 せん光灯 (1 基) |
| ★ ウとエを結んだ線上 | 黄色 4 秒 1 せん光灯 (3 基) |

船舶の航泊を禁止
※花火関係船、警戒船、巡視船等
境海上保安部長が認めた船舶を除く